

令和 8 年度棚田地域振興関連予算概算決定 (一覧表)



内閣府
地方創生推進事務局

令和 8 年 2 月

令和8年度棚田地域振興関連予算概算決定一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象				R7予算 (百万円)	R8予算概算 決定(百万円)	令和8年度予算概算 決定における優先採 択措置、優遇措置の 追加や要件緩和等の 拡充措置	左記措置の 対象範囲	活動計画申請に当たっての 留意事項 (各事業の採択時期、活動計画 に位置付ける際の留意点等)	備考	詳細版 参照 ページ
							地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他							
1	総務省	ふるさとワーキングホリデー推進事業	都市部の人たちなどが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通して地域での暮らしを体感する「ふるさとワーキングホリデー」を推進。	地方公共団体の取組を支援するため、以下の広報支援を実施。 ・専用のポータルサイトの運用 ・SNS(X、Instagram、facebook)の運用 ・インターネット広告の実施 ・説明会の開催 等	・長野県伊那市 長野県伊那市が実施したふるさとワーキングホリデーの参加者が、棚田で自然農米の田植え稲刈り等に従事した。	国	○				30	30	—	—	各自体が随時企画・募集	1	
2	総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域等の持続的発展を支援。	①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援。 ②過疎地域持続的発展支援事業 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業等を支援。	・新潟県十日町市 「まつだい棚田バンク」制度に協力する6集落を中心に、圏域内の他集落の参加が促されるような、強いブランド化を図って地域活性化の軸をつくる。	①地域運営組織等 ②過疎市町村及び都道府県	○				654	654	—	—	令和8年5月下旬採択決定予定	5	
3	総務省	地域おこし協力隊	人口減少や高齢化等の進行が著しい地方の地域力維持・強化を図るためには担い手となる人材の確保が課題であり、地域おこし協力隊員として都市住民を委嘱し、一定期間以上、農林水産業、住民の生活支援などの地域協力活動に従事してもらいながら、定住・定着を図る取組を推進。	地域おこし協力隊の更なる拡充のため、全国サミットの開催等により広く制度の周知を行うとともに、隊員・自治体双方への研修の充実や受入・サポート体制の構築により自治体の取組を支援。	・新潟県十日町市 地域おこし協力隊員が、星峠の棚田の清掃・保全活動に取り組むとともに、その棚田で生産される棚田米の直売・販売促進を実施。 ・岡山県美作市 地域おこし協力隊が、上山地区の棚田における持続可能な新たな農業のかたちの確立を目指すなど、棚田の再生に向けた活動を実施。	国	○				248 (別にR7補正 予算118)	252	—	—	各自体が随時企画・募集	7	
4	総務省	都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業	小学校等における農山漁村での宿泊体験活動(「子ども農山漁村交流プロジェクト」内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省連携)の推進にあたり、受入側は体制整備に必要なマンパワー不足、送出側は教員の負担増等が課題になっていることから、外部人材等を積極的に活用し、双方のコーディネートや体験活動を支援する体制を構築。	子ども農山漁村交流プロジェクトに取り組む受入地域の活性化のため、外部人材等の多様な人材を活用した取組について、地方公共団体から提案を受けた中から、モデルとなる取組を委託調査事業として採択し、先進事例を構築・横展開を図る。	・熊本県熊本市 芳野校区振興協議会(受入側)と熊本市内の小学校(送り側)との交流プログラムにおいて、棚田についての事前学習や棚田での水稲刈り体験活動を実施。 ・福島県喜多方市 福島県喜多方市(受入側)と東京都東大和市(送り側)との交流プログラムにおいて、上堰棚田での稲刈り体験活動を実施。	国	○				18	18	—	—	令和8年4～6月頃に採択予定	8	

令和8年度棚田地域振興関連予算概算決定一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象				主な補助率	R7予算(百万円)	R8予算概算決定(百万円)	令和8年度予算概算決定における優先採択措置、優遇措置の追加や要件緩和等の拡充措置	左記措置の対象範囲	活動計画申請に当たっての留意事項(各事業の採択時期、活動計画に位置付ける際の留意点等)	備考	詳細版参照ページ
							地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他								
5	総務省／内閣府	特定地域づくり事業の推進	人口急減地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図る。	地域人口の急減に直面している地域において、就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材の確保及びその活躍の推進を図るため、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第64号)に基づく特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するための支援等を行う。		地方公共団体	○				地方公共団体1/2	560 (別にR7補正予算80)	620	対象経費上限額の見直し(派遣職員人件費 400万円/人→450万円/人、事務局運営費 600万円/組合→670万円/組合)	採択時期は随時	内閣府で予算計上後、総務省予算に移替えて執行	10	
6	文部科学省	体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト	青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、普及啓発、調査研究、教育的効果の高い自然体験活動の構築を図るとともに、青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰。	青少年の体験活動等について、以下を推進。 ①全国的なリアル体験活動の普及啓発 ②青少年の体験活動の推進に関する調査研究 ③教育的効果の高い長期自然体験活動の構築事業 ④青少年の体験活動推進企業表彰		国	○	○	○		委託事業として実施	71	67		調整中 参考:令和7年度実績 令和7年5月 公募開始 7月 採択決定		11	
7	文部科学省	健全育成のための体験活動推進事業	子供たちの豊かな成長に欠かせない、自然体験、農山漁村体験、文化芸術体験など様々な体験活動を通じ、不登校児童も含め、自らの役割を意識し、一人一人の児童生徒が自己有用感や自己肯定感を体得できるよう着実に支援する。	自然体験や農山漁村体験など、学校教育活動における2泊3日以上宿泊体験活動の取組に対する事業費等の補助	・東京都中央区(R6) 長野県上田市の稲倉棚田や千曲市の姥捨棚田での田植え体験や自然散策等 ・東京都武蔵野市(R6) 長野県飯山市の棚田で田植え・はざかけ体験等 ・千葉県(R6) 千葉県鴨川市の大山千枚田での自然観察や間伐体験等	地方公共団体	○				地方公共団体1/3	99	99		小・中・高等学校、教育委員会等	調整中 参考:令和7年実績 令和7年2月 公募開始 令和7年4月 事業執行		12
8	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】地域の景観保護推進事業	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものの保存と活用を図る。	文化的景観の保存と活用を図るための事業に要する経費についての補助	・被災した棚田の復旧(和歌山県有田川町、佐賀県唐津市他) ・棚田石積み等の修理(長野県飯山市他) ・棚田地域におけるガイダンス施設の整備(長崎県平戸市他) ・棚田地域内の伝統的な家屋や社寺の修理修景(徳島県上勝町、長崎県長崎市他) ・棚田地域における案内板の整備(熊本県山都町、大分県豊後大野市他) ・棚田の保護のための調査(大分県豊後大野市他)	地方公共団体	○	○		原則50%	257 (別に令和6年度補正85)	257 (別に令和7年度補正43)	重要文化的景観に選定されている指定棚田地域において当該事業が活用されるよう、事業の周知を行う。	重要文化的景観に選定されている指定棚田地域	補助対象事業には、地方公共団体が直接行う「直接事業」と、地方公共団体が所有者等の行う事業を補助する「間接事業」を含む。 事業の採択時期は、通例、4月、6月、9月、11月、2月の初頭であり、各採択時期の概ね2カ月前には文化庁担当部門と事業内容についての協議が完了していることが求められる。		13	

令和8年度棚田地域振興関連予算概算決定一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象			主な補助率	R7予算(百万円)	R8予算概算決定(百万円)	令和8年度予算概算決定における優先採択措置、優遇措置の追加や要件緩和等の拡充措置	左記措置の対象範囲	活動計画申請に当たっての留意事項(各事業の採択時期、活動計画に位置付ける際の留意点等)	備考	詳細版参照ページ	
							地方公共団体	協議会等	民間事業者									
9	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	文化財保護法により国の指定を受けた史跡・名勝・天然記念物の保存と活用を図る。	国指定史跡・名勝・天然記念物の保存と活用を図るために所有者又は管理団体が行う整備等に必要経費を補助。	棚田を含む下記の史跡名勝天然記念物への補助を実施。 ・棚田内の管理用道路整備及び建築物修理(長野県千曲市)	所有者又は管理団体	○		○	原則50%	4,507 (別に令和6年度補正7,556)	4,007 (別に令和7年度補正3,680)	名勝に指定されている指定棚田地域において当該事業が活用されるよう、事業の周知を行う。	名勝に指定されている指定棚田地域	事業の採択時期は、通例、4月、6月、9月、11月、2月の初頭であり、各採択時期の概ね2カ月前には文化庁担当部門と事業内容についての協議が完了していることが求められる。		14	
10	文化庁	【国宝重要文化財等防災施設整備費補助金】重要文化財等防災施設整備事業	史跡、名勝、天然記念物、重要文化的景観など、国宝重要文化財等の防火対策、耐震対策を図る。	史跡、名勝、天然記念物、重要文化的景観など、国宝重要文化財等の防火対策、耐震対策に係る施設整備の経費を補助。	棚田を有する集落の林道法面に、落石防護ネットを施工(大阪府泉佐野市日根荘大木の農村景観)	所有者又は管理団体	○		○	原則50%	2,314 (別に令和6年度補正8,406)	2,314 (別に令和7年度補正9,461)	当該地域において当該事業が活用されるよう、事業の周知を行う。	名勝に指定されている指定棚田地域及び重要文化的景観に認定されている指定棚田地域等	事業の採択時期は、通例、4月、6月、9月、11月、2月の初頭であり、各採択時期の概ね2カ月前には文化庁担当部門と事業内容についての協議が完了していることが求められる。		15	
11	文化庁	地域文化財総合活用推進事業	各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を支援することで、文化振興とともに地域活性化を推進。	①世界文化遺産 世界文化遺産の所有者、保護団体等によって構成される実行委員会等が実施する世界文化遺産に関する普及啓発、人材育成等の取組に対して補助(定額)。 ②文化財保存活用地域計画作成 地域の文化財を中核として、周辺環境を含めた総合的な保存・活用や文化財を生かした観光拠点形成を図るための「文化財保存活用地域計画」等の作成に係る経費を補助(定額)。 ③地域文化遺産 地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した人材育成や普及啓発等の特色ある取組を支援(定額)。	①棚田地域を含む世界文化遺産における情報発信、人材育成等を支援。(長崎県平戸市を含む「長崎と潜伏キリシタン関連遺産」として) ②— ③—	①実行委員会等 ②市町村 ③実行委員会等	○	○		定額	①93 ②245 ③360 (別に令和6年度補正140)	①93 ②245 ③400	指定棚田地域を含む市町村又は世界遺産の構成要素となっている指定棚田地域において当該事業が活用されるよう、事業の周知に努める。	指定棚田地域を含む市町村又は世界遺産の構成要素となっている指定棚田地域	①採択時期は令和8年4月を予定。 ②採択時期は令和8年4月を予定。 ③採択時期は令和8年4月を予定。		16	
12	文化庁	伝統文化親子教室事業	次代を担う子どもたちに対して、伝統文化・生活文化等に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供し、伝統文化等の確かな継承・発展と、子供たちの豊かな人間性を涵養する。	①伝統文化親子教室(教室実施型) 伝統文化等に関する活動を行う団体等が地域の子供たちに伝統文化等の計画的・継続的な体験・修得の機会を提供する取組に対して支援を行う。 ②伝統文化親子教室(地域展開型) 地方公共団体及び地方公共団体を中心とする実行委員会等が幅広い伝統文化等の分野に親しみきっかけ作りや、教室実施型が困難な地域での継続的・計画的な体験・修得機会を提供する取組に対して支援を行う。 ③伝統文化親子教室(統括実施型) 全国的な活動を展開する統括団体等が体験・修得機会の地域偏在の解消のため、教室実施型の取組を広域的・組織的に提供する取組に対して支援を行う。		国	○	○	○	委託事業として実施		1,488	1,488	当該事業の対象となる棚田地域を含む地方公共団体において当該事業が活用されるよう、事業の周知に努める。	当該事業の対象となる棚田地域を含む地方公共団体	採択時期： (教室実施型・統括実施型)令和8年8月下旬を予定 (地域展開型)令和8年5月下旬以降を予定		18

令和8年度棚田地域振興関連予算概算決定一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象				主な補助率	R7予算(百万円)	R8予算概算決定(百万円)	令和8年度予算概算決定における優先採択措置、優遇措置の追加や要件緩和等の拡充措置	左記措置の対象範囲	活動計画申請に当たっての留意事項(各事業の採択時期、活動計画に位置付ける際の留意点等)	備考	詳細版参照ページ
							地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他								
13	農林水産省	強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ	産地の収益力強化と持続的な発展のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援。	産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援。		都道府県、市町村、農業者の組織する団体等	○	○	○	1/2以内	11,952	12,013	(継続) ・指定棚田地域について、一部施設の補助率の嵩上げ、面積要件緩和 ・中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用した優遇措置(優先枠加算、面積要件緩和、上限事業費緩和)	指定棚田地域	令和8年度に中山間農業ルネッサンス事業の枠組みを活用する場合、国から都道府県への割当内示までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。	内数	19	
14	農林水産省	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業	農業者の高齢化・減少が進む中において、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、農業支援サービス事業者の育成や活動の促進、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等の取組を総合的に支援	①サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査やサービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入等の取組を支援。 ②スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換等を行う産地の取組を支援。		民間団体等	○	○	○	定額 1/2以内等	30	2,530	①サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合に優遇措置(ポイント加算) ②中山間地域等において本事業を実施する場合は、面積要件を緩和	中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域		内数	20	
15	農林水産省	環境保全型農業直接支払交付金	農業の持続的発展のためには、食料供給の観点のみならず、自然環境保全などの多面的機能が発揮されることが必要であることから、農業生産に由来する環境負荷の軽減とともに地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組を推進。	化学肥料・化学農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者の組織する団体等に対して、取組面積に応じた支援。	・宮崎県高千穂町 本交付金を活用した環境保全型農業の実施により、環境負荷の低減に寄与。	農業者の組織する団体等		○	定額		2,804	2,804	(継続) 中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用した優遇措置(要件緩和)	指定棚田地域	令和8年度に中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用する場合、事業計画の提出(令和8年6月末〆切)までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。		21	

令和8年度棚田地域振興関連予算概算決定一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象				主な補助率	R7予算(百万円)	R8予算概算決定(百万円)	令和8年度予算概算決定における優先採択措置、優遇措置の追加や要件緩和等の拡充措置	左記措置の対象範囲	活動計画申請に当たっての留意事項(各事業の採択時期、活動計画に位置付ける際の留意点等)	備考	詳細版参照ページ
							地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他								
16	農林水産省	集落営農連携促進等事業	集落営農の構成員の高齢化や減少が進む中で、将来にわたって農地を持続的に利用できるよう、集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくり、その実現に向けた取組を総合的に支援。	集落営農の連携・合併に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援。	・山口県阿武町、大分県竹田市ほかビジョンづくり及びその実現に向けた人材の確保、収益力向上に向けた取組、組織体制の強化、効率的な生産体制の確立など、地域の状況を踏まえて総合的に支援。	都道府県市町村集落営農	○		○		定額1/2以内	200	186	(継続) 中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用した優遇枠設置	指定棚田地域	令和8年度に中山間農業ルネッサンス事業の枠組みを活用する場合、国から都道府県への割当内示までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。	内数	22
17	農林水産省	中山間地域等直接支払交付金	農業生産条件が不利な中山間地域は、荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されているため、農業生産条件に関する不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を図る。	中山間地域等において、集落等を単位とする協定に基づき5年間以上農業生産活動を継続して行う農業者等に、平地との農業生産条件の不利を補正する交付金を交付。	・指定棚田地域における棚田地域振興活動加算の実施地区数は366地区(令和5年度)。 ・広島県安芸太田町(津浪集落協定)大学生と連携して棚田の保全に取り組むとともに、地域住民でアイデアを出し合いながら、直売所や休憩所の機能を持つ交流拠点を運営。 ・宮崎県五ヶ瀬町(宮野原集落協定)「鳥の巢棚田」を中心とした農地保全への取組として、獣害対策等を実施。NPO法人と連携した荒廃農地再生、地元女性グループとの地域活性化策なども推進。	農業者の組織する団体等			○	定額	28,460	28,460	(継続) ①対象地域に指定棚田地域(保全を図る棚田等に限る)を追加(要件緩和) ②認定棚田地域振興活動計画の保全対象の棚田等に対して加算 ③棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち、超急傾斜農地を対象に加算額を引き上げ	①指定棚田地域(保全を図る棚田等に限る) ②③認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等のうち、一定の要件を満たす地域	①令和8年度から実施する場合、令和8年8月末までに指定棚田地域の指定を受けた上で、要領等に基づく書類の提出を行う必要がある。 ②③令和8年度から実施する場合、令和8年6月末までに活動計画の認定を受けた上で、要領等に基づく書類の提出を行う必要がある。 なお、「棚田等の保全」、「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮」、「棚田を核とした棚田地域の振興」の各々について、定量的な取組目標を1つ以上設定・達成すること等が要件。		23	

令和8年度棚田地域振興関連予算概算決定一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象			主な補助率	R7予算(百万円)	R8予算概算決定(百万円)	令和8年度予算概算決定における優先採択措置、優遇措置の追加や要件緩和等の拡充措置	左記措置の対象範囲	活動計画申請に当たっての留意事項(各事業の採択時期、活動計画に位置付ける際の留意点等)	備考	詳細版参照ページ
							地方公共団体	協議会等	民間事業者								
18	農林水産省	農山漁村振興交付金	農山漁村の自立及び維持発展に向けて、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会を創出するとともに、農山漁村がもつ豊かな自然資源を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図る。	少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、多様な人材が農村に関わる機会を創出するとともに、農山漁村の多様な地域資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る「里業」の推進等の取組や農村に人が住み続けるための条件整備など農村振興施策を総合的に推進することにより、地域社会の維持、活性化を後押し。	<ul style="list-style-type: none"> 長野県上田市 棚田の保全及び棚田を活用したイベント(田植え、稲刈り、かかしまつり、棚田キャンプ、しおどし等)の開催<中山間農業推進対策 岐阜県恵那市(事業実施主体:中野方農泊推進協議会) 日本棚田百選である「坂折棚田」棚田オーナーに対する宿泊促進プロモーションチラシ作成。<農泊推進型 兵庫県養父市(事業実施主体:兵庫県)用水路等の整備により棚田の機能を確保し、棚田の景観や農作業体験により、交流人口の増加、棚田で生産された農産物の販売促進を図る。<定住・交流型 広島県安芸太田町(事業実施主体:井仁棚田周辺地域活性化協議会) 日本棚田百選である「井仁の棚田」を活用したグリーンツーリズム等を実施。<地域活性化型 山口県長門市 棚田地域への来訪者のためのサイン計画策定及び誘導看板の設置。最新の情報を整理するとともに、発信先となるSNSやHPをより多くの人が閲覧できる仕掛けにより広く棚田地域を周知<中山間農業推進対策 	地域協議会、市町村、農林漁業者の組織する団体等	○	○	○	定額、1/2等	7,389	7,045	<p>①～⑦:(継続)</p> <p>①指定棚田地域での取組に対する上級助成額上乗せ及び審査時のポイント加算の優遇措置(地域資源活用価値創出対策(地域資源活用価値創出推進事業のうち地域活性化型))</p> <p>②棚田の保全・振興に対応した取組を支援(地域資源活用価値創出対策(地域資源活用価値創出整備事業のうち定住促進・交流対策型))</p> <p>③中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用した指定棚田地域における優遇措置(ポイント加算等)(地域資源活用価値創出対策、最適土地利用総合対策)</p> <p>④③に加え、補助率嵩上げ(地域資源活用価値創出対策(地域資源活用価値創出整備事業のうち産業支援型))</p> <p>⑤対象地域に指定棚田地域(要件緩和)や棚田を含む農用地保全・振興に関する多様な取組の実践(中山間地農業推進対策)</p> <p>⑥指定棚田地域について、審査時にポイント加算(最適土地利用総合対策)</p> <p>⑦指定棚田地域での取組に対して、審査時にポイント加算(山村活性化対策)</p> <p>⑧:(新規) 棚田地域振興のための予算「棚田地域振興対策推進事業」の創設</p>	①③④⑤⑥⑦ 指定棚田地域	①を活用する場合は、公募の申請までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。 ②を活用する場合は、棚田地域振興法第12条の規定による「指定棚田地域振興活動計画」の認定申請(「活性化計画」のみなし提出)を行う必要がある。なお、「みなし提出」を行った場合であっても、本交付金の交付を受けるためには「活性化計画」に基づく事業と同様の手続きが必要となる。 ③を活用する場合は、対策毎に定める公募等の申請までに都道府県が中山間地ルネッサンス事業実施要綱第2における「地域別農業振興計画」を策定する必要があるが、「指定棚田地域振興活動計画」を「地域別農業振興計画」とみなすことができる。 ④を活用する場合は、整備事業の開始前に6次産業化等の取組を盛り込んだ指定棚田地域振興活動計画の認定を受けた上で、実施要領に基づく地域経済への波及効果に関する目標を設定した事業実施計画の提出を行う必要がある。 ⑤を活用する場合は、都道府県は中山間地ルネッサンス事業実施要綱第2における「地域別農業振興計画」を策定する必要があるが、「指定棚田地域振興活動計画」を「地域別農業振興計画」とみなすことができる。 ⑥を活用する場合は、申請までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。 ⑦を活用する場合は、募集の申請までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。 ⑧を活用する場合は、棚田地域振興法第12条の規定による「指定棚田地域振興活動計画」の認定申請を行う必要がある。	内数	24
19	農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	野生鳥獣の生息分布区域が拡大し、農作物被害が深刻化している中、市町村が作成する被害防止計画に基づく取組を総合的に支援することで、野生鳥獣による農作物被害の軽減を図る。	農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、広域的で効果的、効率的な鳥獣被害対策やジビエ利用拡大への取組等を支援。	<ul style="list-style-type: none"> 山口県下関市、新潟県上市 棚田地域における鳥獣被害防止対策として、本交付金を活用して侵入防止柵の設置等を行い、農作物被害を軽減し、棚田の維持に寄与。 	協議会、地方公共団体、民間団体	○	○	○	定額、1/2以内等	9,900	9,900	<p>(継続)</p> <p>・指定棚田地域について、補助率嵩上げ(50%→55%)の対象としている。</p> <p>・中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用した審査時のポイント加算</p>	指定棚田地域	①令和7年度に中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用するとともに優遇措置(ポイント加算)を受けると、要望量調査(概ね1月中旬頃)までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。 ②令和7年度に補助率の嵩上げの措置を受ける場合、事業実施計画の提出までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。	内数	36

令和8年度棚田地域振興関連予算概算決定一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象			主な補助率	R7予算(百万円)	R8予算概算決定(百万円)	令和8年度予算概算決定における優先採択措置、優遇措置の追加や要件緩和等の拡充措置	左記措置の対象範囲	活動計画申請に当たった留意事項(各事業の採択時期、活動計画に位置付ける際の留意点等)	備考	詳細版参照ページ			
							地方公共団体	協議会等	民間事業者											
20	農林水産省	多面的機能支払交付金	農村地域の集落機能の低下により地域の共同活動等が困難な状況となっているため、多様な人材の参画や広域的な保全管理を促進し、地域資源の保全管理体制を強化することにより、多面的機能の維持・発揮に寄与するとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押し。	地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動として以下を支援。 ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動(農地維持支払) ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動など地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動(資源向上支払)	・指定棚田地域における令和6年度事業実施組織は878組織。 ・山形県朝日町(能中集落協定)棚田の法面や農道・水路等の草刈り等を実施。耕作放棄地の発生が防止され、良好な棚田景観が保全されている。	農業者等の組織する団体				〇	定額	50,048	50,048	(継続) ・中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用した優遇措置(事業要件の緩和)	指定棚田地域	令和8年度に中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用する場合、令和8年6月末までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。		37		
21	農林水産省	農業農村整備関係事業	スマート農業技術の導入に資する農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策、田んぼダムの取組拡大等流域治水対策、農道の整備等の農業生産基盤の整備・保全を推進。	1. スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備 農地の大区画化等の基盤整備を推進するとともに、ほ場周りの草刈り・水管理等の管理作業の省力化に資する整備、水田の汎用化・畑地化や、畑地かんがい施設の整備等を推進。 2. 農業水利施設の戦略的な保全管理 農業水利施設の計画的な更新、緊急的な施設の補修、施設の集約・再編やポンプ等の省エネ化、小水力発電等の再エネ利用、操作・運転の省力化・自動化のためのIoT導入等を推進するとともに、ほ場周りの水路等については、水路の管路化、自動給水栓の導入等により管理作業の省力化を推進。また、土地改良区等による適切な施設管理を推進。 3. 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策 防災重点農業用ため池の防災工事、農業水利施設の長寿命化・耐震化、これらの農業水利施設や農地を活用した流域治水の取組を推進。また、農業集落排水(対象事業) ①農業競争力強化基盤整備事業 ②農村地域防災減災事業 ③農山漁村地域整備交付金 ④農地耕作条件改善事業 ⑤農業水路等長寿命化・防災減災事業 ⑥中山間地域農業農村総合整備事業 ⑦農村整備事業 ⑧畑作等促進整備事業 ⑨農業生産基盤情報通信環境整備事業	農地耕作条件改善事業 ・指定棚田地域における令和7年度事業実施地区は21地区(北海道旭川市、山形県山形市、長野県小谷村ほか) 中山間地域農業農村総合整備事業(例) ・長野県飯島町 日管利地区(区画整理、農業用排水路、生産・販売・交流・農泊等施設整備等) ・宮崎県高千穂町 世界農業遺産高千穂地区(農業用排水路、農道整備、区画整理、営農飲雑用水施設、生産・販売・交流・農泊等施設整備)	都道府県、市町村、土地改良区等					〇	〇	〇	222,786 (⑧含み 224,986)	218,026	・指定棚田地域を含む条件不利地域において、補助率高上げ(50%→55%) (①②③④⑤⑦⑧⑨) ・指定棚田地域を含む条件不利地域において、採択要件緩和(面積要件緩和20ha以上→10ha以上) (①②③⑦) ・中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用した優遇措置(優先採択) (①③④⑤⑥⑦) ・指定棚田地域を含む条件不利地域のみを対象に事業を実施(⑥)	指定棚田地域	(①②④⑤⑥⑦⑧⑨について) 令和8年度に補助率の高上げ、採択要件緩和等の措置を受ける場合や、令和8年度に中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用する場合、事務手続上、令和8年1月中旬までに指定棚田地域となることが判明していること並びに指定棚田地域の取扱及び補助率の高上げを踏まえた県内の来年度予算の調整を終えておく必要がある。 (③について) 地区の採択等は都道府県の裁量で実施されることとなるため、各都道府県における事務手続において必要となる時期までに、指定棚田地域の指定を受けている必要がある。		38

令和8年度棚田地域振興関連予算概算決定一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象				主な補助率	R7予算(百万円)	R8予算概算決定(百万円)	令和8年度予算概算決定における優先採択措置、優遇措置の追加や要件緩和等の拡充措置	左記措置の対象範囲	活動計画申請に当たっての留意事項(各事業の採択時期、活動計画に位置付ける際の留意点等)	備考	詳細版参照ページ
							地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他								
22	農林水産省	地すべり対策事業	地すべり防止区域内において地すべり対策を実施することにより、農用地・農業用施設をはじめ人家、人命及び公共用施設等の被害を防止し、国土の保全と安全で快適な生活環境の実現に貢献。	地すべり防止を図るために行う地すべり防止施設の整備等。	・新潟県上越市 濁沢の棚田を含む約1,520haを保全対象として、地すべり防止事業を実施 ・鳥根県出雲市 野尻棚田を含む約1,196haを保全対象として、地すべり防止事業を実施	①国 ②都道府県 市町村 土地改良区 等	○				①2/3 ②1/2	①720 ②農村地域防災減災事業(38,086百万円)の内数	①500 ②農村地域防災減災事業(34,376百万円)の内数	—	—	—	—	51
23	農林水産省	農地集約化促進事業	地域計画(目標地図)の早期実現・ブラッシュアップに向けて農地バンクを活用した農地の集約化に取り組む地域を支援。	農地バンクからの転貸等による農地の集約化等に取り組む地域に対し、支援金を交付。	—	市町村	○				定額	—	8,000	交付申請地域が中山間地域である場合に優遇措置(要件緩和)	中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定についてにおける中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域	—	—	52
24	農林水産省	新基本計画実装・農業構造転換支援事業	農業の構造転換を促すため、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援。	老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を支援。	—	都道府県、市町村、農業者の組織する団体等	○		○	○	1/2以内等	8,000	21,739	(継続) ・指定棚田地域について、一部施設の上限事業費緩和、面積要件緩和	指定棚田地域	国から都道府県への割当内示までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。	内数	53
25	林野庁	治山事業のうち地すべり防止事業	地すべり防止区域内において地すべり対策を実施することにより、山地に起因する災害を防止し、農用地・農業用施設をはじめ国民の生命・財産の保全を通じて、安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。	地すべり防止を図るために行う地すべり防止施設の整備等。	・新潟県上越市、十日町市(直轄事業) 頸城地区の棚田を含む農地約288haを保全対象として、地すべり防止事業を実施 ・新潟県上越市(補助事業) 中ノ俣地区の棚田約2haを保全対象として、地すべり防止事業を実施	国、都道府県	○				2/3、1/2	62,453	62,784	施設の新設と機能強化・長寿命化対策をセットで実施する場合、工事規模要件を1/2に引き下げ(全体計画額:1億円以上→5,000万円以上)	施設の新設と機能強化・長寿命化対策をセットで実施する地区	—	内数	54
26	林野庁	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち森林・山村地域活性化振興対策のうち里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金	山村集落の維持・活性化を図り、森林の多面的機能の発揮を確保するため、地域の身近な里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成、活動の実践を支援。	① 地域協議会が行う活動組織の確保・育成に向けた説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援 ② 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援 ③ 点在する人工林を本格活用する取組の支援 ④ 活動組織の活動成果の評価検証等 ※中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に位置づけられた、農地等の維持保全にも資する取組及び中山間地域等直接支払交付金により荒廃農地の林地化を図った箇所の取組を優先的に支援。	—	地域協議会、民間団体	○	○	○		定額、1/2以内、1/3以内	951	951	—	—	令和8年度に中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みの活用及び中山間地域等直接支払交付金による荒廃農地の林地化を図った箇所の取組を行う場合、各都道府県に設置される地域協議会が定める交付申請期限までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。	内数	55

令和8年度棚田地域振興関連予算概算決定一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象				主な補助率	R7予算(百万円)	R8予算概算決定(百万円)	令和8年度予算概算決定における優先採択措置、優遇措置の追加や要件緩和等の拡充措置	左記措置の対象範囲	活動計画申請に当たっての留意事項(各事業の採択時期、活動計画に位置付ける際の留意点等)	備考	詳細版参照ページ
							地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他								
27	国土交通省	景観改善推進事業	地域への誇りや愛着を持ち、地域住民にとって住みよい環境を整備するとともに、内外からの観光客の訪問先となる魅力あるまちづくりを推進するため、地域における魅力ある景観形成に向けた取組を支援。	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画の策定・改定に対する支援※ ・景観計画の策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援※ ・重点地区内の景観規制上の既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援 ※計画改定は重点地区の新規指定もしくは追加を伴うものに限る。	棚田地域での事例： ○静岡県松崎町、佐賀県みやき町、宮崎県三股町、長野県小谷村、大分県日出町等 景観計画の策定・改定のための取組みを実施	市区町村	○				1/2、1/3	58.2	58.2	棚田地域における景観改善については事業の活用が可能であり、今後も引き続きこの方針を継続することとする。	採択時期は令和8年3月末頃を予定		56	
28	国土交通省	地すべり対策事業	地すべり防止施設等の新設等を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を軽減し又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。	地すべり防止区域において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設、改良し、その他地すべり等を防止するために実施する地すべり防止工事。		①国 ②都道府県	○			①2/3 ②1/2	①治山治水(892,209百万円[省全体])の内数 ※上記予算額は、デジタル庁一括計上分を含まない。 ②社会資本総合整備(1,334,365百万円[省全体])の内数	①治山治水(897,082百万円[省全体])の内数 ※上記予算額は、デジタル庁一括計上分を含まない。 ②社会資本総合整備(1,312,611百万円[省全体])の内数 ※省全体予算が解禁されるまで記載不可	棚田地域における地すべり対策については事業の活用が可能であり、今後も引き続きこの方針を継続することとする。	採択時期は令和8年3月末頃を予定		57		
29	国土交通省	空き家対策総合支援事業	空家法の空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の活用・除却に係る取組や、NPOや民間事業者等がモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討又は改修工事等を行う場合に支援。	空家住宅等、特定空家等又は不良住宅の除却等に要する費用、空家住宅等の改修等に要する費用、関連する事業に要する費用、NPOや民間事業者等が行う創意工夫をこらしたモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討や改修工事等に要する費用を支援。		市区町村 民間事業者等	○	○	○	1/2、1/3、2/5等	5,900	5,900	改正空家法の「空家等活用促進区域」や「空家等管理活用支援法人」制度の活用を通じた空き家の除却・活用に係る取組等に対する支援を強化する。 棚田地域における空き家対策については本事業の活用が可能であり、今後も引き続きこの方針を継続することとする。	<市区町村向け> 令和7年12月～令和8年1月頃に次年度要望額を調査、3月頃に配分額内定 <NPO・民間事業者等向け> 令和8年4月～5月頃に公募、6～7月頃採択予定	社会資本整備総合交付金でも除却や改修等に対して同様の支援が可能	60		

令和8年度棚田地域振興関連予算概算決定一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象			主な補助率	R7予算(百万円)	R8予算概算決定(百万円)	令和8年度予算概算決定における優先採択措置、優遇措置の追加や要件緩和等の拡充措置	左記措置の対象範囲	活動計画申請に当たっての留意事項(各事業の採択時期、活動計画に位置付ける際の留意点等)	備考	詳細版参照ページ	
							地方公共団体	協議会等	民間事業者									
30	国土交通省	二地域居住先導的プロジェクト実装事業	中長期的な課題の解決に向けてハード・ソフトの対策を一体的に実施し、その課題や効果・影響等を検証することにより、課題の解決に資する対策や取組等の実装を図る。	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の改正(令和6年11月施行)を踏まえ、二地域居住者の負担軽減や生活環境の整備等といった中長期的な課題の解決に向けた官民連携の先導的なモデル事業を支援し、二地域居住等の促進を図る。	富山県南砺市 R7年度事業にて、農地保全等で担い手不足の課題を抱える棚田の振興に繋がる取組等を実施。	コンソーシアム(地方公共団体、民間事業者から構成される組織)	○		○		定額 1/2	10 (別に令和7年度補正600の内数)	39の内数	指定棚田地域における二地域居住等の取組に関しては、重点審査項目とする。(審査時のポイント加算)	指定棚田地域	採択時期は令和8年3月頃を予定		61
31	国土交通省	特定居住支援法人によるマッチングの支援	特定居住支援法人の裾野の拡大に向けて、特定居住支援法人による先導的な取組として、特にマッチング機能の強化を支援し、モデルケースの蓄積や全国的な横展開を図る。	地域と二地域居住者を繋ぐコーディネーターとしての役割を担う特定居住支援法人の裾野の拡大に向けて、NPO法人・民間事業者等であって特定居住支援法人として指定された者が実施する先導的な取組の実証調査を行う。	—	民間事業者			○		定額	—	39の内数	—	—	民間事業者の選定期間は令和8年4月頃を予定		61
32	観光庁	新たな交流市場・観光資源の創出事業	これまで横ばい傾向であった国内旅行市場が需要拡大へ転じるためには、新たな交流市場の創出が重要。地域との交流による来訪や、地域運営への参画等の関係人口化を通して反復継続した来訪を創出する「第2のふるさとづくり」を、個人および企業の2方向で促進し、国内交流需要の拡大を図る。	(1)個人版第2のふるさとづくりモデル人と地域との交流を通じて、来訪者が地域に来訪し今後も地域と関わるきっかけとなるとともに、継続して来訪する仕組みの構築に向けたモデルを造成する。(調査事業) (2)企業版第2のふるさとづくりモデル企業と地域の結びつきを強固にし、「企業の関係人口化」に向けて、地域課題の解決による地域活性化など、企業の関心が高いテーマに関して地域との交流を通じて学ぶとともに、継続して来訪する仕組みの構築に向けたモデルを造成する。(調査事業)	—	国	○	○	○		(1)(2)直轄事業 国費による 100%負担	326	300(R7補正)	—	—	調整中		62
33	観光庁	ユニバーサルツーリズムの促進に向けた環境整備	高齢者・障害者等が安心して旅行ができる環境を整備するため、バリアフリー化に必要な施設整備や設備導入を含めハード・ソフト両面からの支援など、国内外の旅行者を対象にユニバーサルツーリズムを促進することにより、需要の平準化や新たな交流市場拡大を進める。	高齢者等が気兼ねなく旅行に参加できる環境を整備し、ユニバーサルツーリズムを促進するために、観光施設や宿泊施設のバリアフリー化に必要な施設整備や設備導入等を支援する。	—	民間事業者			○		1/2	—	4,000の内数	—	—	調整中		63

令和8年度棚田地域振興関連予算概算決定一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象			主な補助率	R7予算(百万円)	R8予算概算決定(百万円)	令和8年度予算概算決定における優先採択措置、優遇措置の追加や要件緩和等の拡充措置	左記措置の対象範囲	活動計画申請に当たっての留意事項(各事業の採択時期、活動計画に位置付ける際の留意点等)	備考	詳細版参照ページ
							地方公共団体	協議会等	民間事業者								
34	観光庁	地域観光資源の多言語解説整備促進事業	地域が行う観光資源の解説整備を支援し、魅力的で分かりやすい解説の充実・多言語化を図ることによって、訪日外国人者の満足度を向上させ、滞在日数や消費額の増加につなげる。	文化財や国立公園等について、わかりやすく魅力的な多言語解説文を作成できる英語のネイティブライター等の専門人材をリスト化し、地域へ派遣し解説文の作成を支援。併せて、解説文作成のノウハウを蓄積し、他地域へ横展開できるようにガイドラインを作成。	観光資源の一つとして、下記地域の棚田の魅力を外国人にも分かりやすく説明できる解説文を作成。 ・鳥根県奥出雲町(令和5年度) ・石川県輪島市(令和5年度)	協議会等	○				600	500	—	—	【公募時期】 令和8年2月上旬～3月中旬(予定)		64
35	観光庁	観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業	観光による経済効果を全国津々浦々に波及させ、観光消費を効果的に拡大させるとともに、持続的な地方誘客によりオーバーツーリズムの解消につながるよう、地域において観光コンテンツの供給を促進する	多様な地域資源を活用した観光コンテンツの作成や情報発信、販路開拓等を総合的に支援するとともに、インバウンドのニーズを踏まえ、品質を高めた高単価な観光コンテンツや、地域産業への波及効果が期待できるガストロノミー分野の観光コンテンツ等を重点的に支援する	—	地方公共団体、DMO、民間事業者等	○	○			—	4,900の内数(R7補正)	—	—	【公募時期】(調整中) 令和8年3月上旬～4月上旬		65
36	観光庁	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業	体験を創出する、又はその価値を高めるために必要な施設の整備等を支援し、旅行者の訪問動機を高め、地方分散を促進し、地域の回遊性や消費額の向上に寄与する。	歴史、食、自然、文化の地域資源を活用した観光まちづくりを推進するための体験の拠点となる施設整備等を支援する	—	地方公共団体、DMO、民間事業者等	○	○	○	1/2、最大200百万円	—	4,000の内数	—	—	【公募時期】(調整中) 令和8年3月下旬～4月下旬		66
37	環境省	指定管理鳥獣対策事業交付金	近年、ニホンジカやイノシシ、クマ等の鳥獣による自然生態系への影響、農林水産業や生活環境への被害が深刻化しており、計画的な捕獲による個体群管理が不可欠なため、ニホンジカとイノシシの個体数を平成23年度比で半減させることを当面の捕獲目標とする「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」の達成及びクマ類の被害低減に向け、全国的な指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ・クマ類)の捕獲及び出没防止対策等の推進を図る。	集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として国が指定した指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ、クマ類)について、都道府県等が指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画等に基づき行う捕獲や被害対策等の取組に対し、交付金により支援。	—	都道府県、協議会	○	○		定額、1/2以内等	200	5,250 ※国際観光旅客税財源を含めた予算額。	—	—	令和8年3月下旬内示、4月以降順次交付決定予定		67

令和8年度棚田地域振興関連予算概算決定一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象			主な補助率	R7予算(百万円)	R8予算概算決定(百万円)	令和8年度予算概算決定における優先採択措置、優遇措置の追加や要件緩和等の拡充措置	左記措置の対象範囲	活動計画申請に当たっての留意事項(各事業の採択時期、活動計画に位置付ける際の留意点等)	備考	詳細版参照ページ
							地方公共団体	協議会等	民間事業者 その他								
38	環境省	エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業	自然地域や棚田地域等において、地域の自然資源を活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成等の取組を支援。	エコツーリズムの推進に取り組む地域協議会(地方公共団体等で構成)を対象。 魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成等、地域のエコツーリズム推進に向けた取組を支援。		地域協議会	○			1/2	20	60 ※国際観光旅客税財源を含めた予算額。		令和8年2月以降に公募開始、4月下旬以降目途に採択予定		68	
39	内閣府	地域未来交付金	地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする。	地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地方の暮らしの安定を実現するとともに「強い経済」を構築するため、地場産業の付加価値向上など、地方公共団体の地域独自の取組を幅広く支援する。 従来の地方創生に資する取組のみならず、各自自治体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような取組を推進する。	・高知県本山町、高知県「棚田を中心とした地域活性化事業」農道や水路管理道を整備し、デジタル技術を活用することで、効率化を図り、高品質な農産物の安定的な生産を可能とする。また、地域団体・アウトドア関連企業と連携し、収穫体験等の農業体験や、ガイドツアー等を通して棚田の魅力発信を図ることで観光客を呼び込み、棚田を応援する企業や個人との繋がりを、地域のブランド米の販売促進につなぐように、棚田を活用した農業と観光の相乗効果により、農家の所得向上や関係人口の増加を目指す。 ・大分県宇佐市「地域商社で生み出す地産都消によるウェルビーイング」H28年度から棚田百選である「両合棚田」の再生をはじめとしたプロジェクトを実施しており、耕作計画に沿って計画的に耕作田を増やすことで、耕作放棄地解消に取り組んでいる。今後は、棚田ならではの「掛け干し米」を地域資源として活用することで収益の増加を図るとともに、地元大学や高校等との連携により、棚田の再生、振興等に係る交流人口の創出を図り、地域の情報発信の媒体となってもらうことで、「両合棚田」の景観の保全や耕作面積の増加による魅力ある地域を目指す。	地方公共団体	○		1/2等	200,000の内数 (別に令和6年度補正100,000の内数)	160,000の内数 (別に令和7年度補正100,000の内数)				内数	69	